

利 用 上 の 注 意

1 はじめに

この確報は、工業の実態を明らかにすることを目的とし、平成 29 年 6 月 1 日現在で実施した「平成 29 年工業統計調査」の結果から、従業者 4 人以上の事業所について主要項目を集計したものである。

2 集計

- (1) 調査は、日本標準産業分類による「大分類 E - 製造業」に属する事業所（国に属する事業所及び製造加工を行っていない本社等を除く。）を対象とした。
- (2) 平成 27 年の数値は「平成 28 年経済センサス - 活動調査」の集計結果に基づくもので、工業統計調査と時系列比較を行うために、以下の全てに該当する製造事業所について集計したものである。
 - ・従業者 4 人以上の製造事業所であること
 - ・管理、補助的経済活動のみを行う事業所ではないこと
 - ・製造品目別に出荷額が得られた事業所であること
- (3) 各金額等の経理事項については表示年次の 1 年間の数値であるが、以下の表示年次の事業所数、従業者数等の経理事項以外の事項は、各調査実施日時点の数値であるため、数値の解釈については注意が必要である。
平成 28 年：「平成 29 年工業統計調査」実施日（平成 29 年 6 月 1 日）現在の数値
平成 27 年：「平成 28 年経済センサス - 活動調査」実施日（平成 28 年 6 月 1 日）現在の数値
※その他の表示年次については、当該年次に行われた工業統計調査実施日（12 月 31 日）現在の数値である。
- (4) 「平成 28 年経済センサス - 活動調査」においては、調査事項を簡素化した（一部廃止した）個人経営調査票を設けたことにより、経理事項についてはこれらの調査分を含まない集計結果である。

3 主な用語の説明

- (1) 事業所数、従業者数は、平成 29 年 6 月 1 日現在の数値である。
- (2) 従業者数は、当該事業所で働いている人である。したがって、他の会社などの別経営の事業所から出向又は派遣されている人（受入者）も含まれる。一方、他の会社などの別経営の事業所へ出向又は派遣している人（送出者）、臨時雇用者は従業者に含めない。
なお、個人経営の事業所の家族従業者は、賃金・給与を支給されていなくても従業者としている。
- (3) 現金給与総額は、平成 28 年 1 年間に常用雇用者及び有給役員に対し、決まって支給された給与（基本給、諸手当等）及び特別に支払われた給与（期末賞与等）の額と、その他の給与の額との合計である。その他の給与とは、常用雇用者に対する退職金、解雇予告手当及び常用雇用者に含まれない臨時及び日雇の者に対する諸給与などである。
- (4) 原材料使用額等は、平成 28 年中における原材料使用額、燃料使用額、電力使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入額の合計で、消費税額を含んだ額である。
- (5) 製造品出荷額等は、平成 28 年中における製造品出荷額、製造工程から出たくず・廃物の出荷額、加工賃収入額及びその他収入額（転売収入、修理料収入等）の合計で、消費税額及び内国消費税額を含んだ額である。
- (6) 製造品出荷額は、自己の所有に属する原材料によって製造された製品の出荷額である。
- (7) 加工賃収入額は、平成 28 年中に他の企業の所有に属する原材料又は製品に賃加工して受け取った加工賃である。
- (8) その他収入額は、製造品出荷額及び加工賃収入額以外の収入（製造業以外の収入）である。
- (9) 粗付加価値額、粗付加価値率、現金給与率は、次の算式による。

◇粗付加価値額＝製造品出荷額等－(消費税を除く内国消費税額+推計消費税額)－原材料使用額等

粗付加価値額

◇粗付加価値率＝ $\frac{\text{粗付加価値額}}{\text{製造品出荷額等} - (\text{消費税を除く内国消費税額} + \text{推計消費税額})} \times 100$

現金給与総額

◇現金給与率＝ $\frac{\text{現金給与総額}}{\text{製造品出荷額等} - (\text{消費税を除く内国消費税額} + \text{推計消費税額})} \times 100$

(10) 表中の産業分類（中分類）は、以下のように略称を用いている。

産業分類	略称	産業分類	略称
09 食料品製造業	食料品	21 窯業・土石製品製造業	窯業・土石
10 飲料・たばこ・飼料製造業	飲料・たばこ	22 鉄鋼業	鉄鋼
11 繊維工業	繊維	23 非鉄金属製造業	非鉄金属
12 木材・木製品製造業（家具を除く）	木材・木製品	24 金属製品製造業	金属製品
13 家具・装備品製造業	家具・装備品	25 はん用機械器具製造業	はん用機械
14 パルプ・紙・紙加工品製造業	パルプ・紙	26 生産用機械器具製造業	生産用機械
15 印刷・同関連業	印刷	27 業務用機械器具製造業	業務用機械
16 化学工業	化学	28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	電子・デバイス
17 石油製品・石炭製品製造業	石油・石炭	29 電気機械器具製造業	電気機械
18 プラスチック製品製造業	プラスチック	30 情報通信機械器具製造業	情報通信機械
19 ゴム製品製造業	ゴム製品	31 輸送用機械器具製造業	輸送用機械
20 なめし革・同製品・毛皮製造業	なめし革・同製品	32 その他の製造業	その他

3 記号の用法

- 「 0 」 … 該当数字を四捨五入した結果、単位未満となったもの
- 「 - 」 … 該当数字のないもの
- 「 ... 」 … 資料なし、または不詳・不明なもの
- 「 x 」 … 該当数字の公表を差し控えたもの
- 「 △ 」 … マイナスの数値

4 その他の注意事項

- (1) 数値の単位未満は、四捨五入した。したがって、合計の数値で内訳の計と一致しない場合がある。
- (2) 経済センサス・活動調査と工業統計調査の調査項目の定義、調査時点の相違などから、厳密には工業統計調査の数値と連結しない部分がある。
- (3) ここに公表する結果は、本市が独自集計したものであり、経済産業省、兵庫県が公表する数値と相違する場合がある。